

第34号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月6日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

障害者医療費助成及び高齢障害者医療費助成の受給資格に障害の程度が2級に該当し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を加えるとともに、兵庫県福祉医療費助成事業の見直しを踏まえ、老人医療費助成事業を廃止し、高齢期移行助成事業を新たに設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

第2条第1号中「高確法」という。）」の次に「及び高確法」を加え、同条第2号中「老人」を「高齢期移行者」に改め、同条第9号ア中「3級まで」の次に「のいずれか」を加え、同号ウ中「1級」の次に「又は2級」を加え、同条第10号中「ウまで」の次に「のいずれか」を加え、同条第18号中「すべて」を「全て」に、「ものとする」を「。以下「市町村民税非課税者」という」に改め、同条第19号中「市町村民税世帯非課税者」を「市町村民税非課税者」に改め、「その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が」を削り、同条第20号中「すべて」を「全て」に、「第35条第2項に規定する公的年金」を「第35条第3項に規定する公的年金等」に改める。

第3条第1項第1号中「扶養義務者」の次に「（以下「扶養義務者」という。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下この号において同じ。）の合計額が80万円以下であること。

イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。

第3条第1項第3号及び第4号中「民法第877条第1項に定める」を削り、同項第5号ア中「この号において」を削り、「当該遺児」を「, 当該遺児」に改め、同号イ中「民法第877条第1項に定める」を削る。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 高齢期移行者 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、第3条第1項第2号アの区分Ⅰに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が15,000円を超えるときは15,000円とし、同号イの区分Ⅱに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

第5条第1項第3号ア中「600円（」の次に「障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも」を加え、同号イ中「2,400円（」の次に「障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも」を加え、同項第4号ア中「前号アの額」を「保険医療機関等ごとに1日につき600円（高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等

においては2回を限度とする。」に改め、同号イ中「2, 400円(」の次に「高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも」を加え、同項第5号ア中「800円(」の次に「母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも」を加え、同号イ中「3, 200円(」の次に「母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成29年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間、この条例による改正前の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号に規定する受給資格に該当する者に対する助成の範囲は、新条例第5条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第5条第3項の規定は、前項の規定による助成について準用する。

参 照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

障害者医療費助成及び高齢障害者医療費助成の受給資格に障害の程度が2級に該当し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を加えるとともに、兵庫県福祉医療費助成事業の見直しを踏まえ、老人医療費助成事業を廃止し、高齢期移行助成事業を新たに設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 障害者医療費助成及び高齢障害者医療費助成の受給資格に障害の程度が2級に該当し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を次のとおり加える。

(第2条関係)

		改正案	現 行
受給資格	障害の程度	身体障害：1級から3級まで 知的障害：重度(A)又は中度(B1) 精神障害：1級又は2級	身体障害：1級から3級まで 知的障害：重度(A)又は中度(B1) 精神障害：1級
	所得要件	本人、配偶者及び主として本人の生計を維持する扶養義務者の市町村民税所得割額が235,000円未満の者	
入院以外	自己負担限度額	【1医療機関・1薬局当たり】 600円/日（低所得者(※)は400円/日）を限度に月2回まで	
入院	自己負担割合	1 割	
	自己負担限度額	【1医療機関・1薬局当たり】 2,400円/月（低所得者は1,600円/月）	

※ 低所得者とは、本人、配偶者及び主として本人の生計を維持する扶養義務者が市町村民税非課税者であり、かつ、年金収入金額を加えた所得金額が80万円以下で

ある者をいう。

- (2) 次のとおり，老人医療費助成事業を廃止し，高齢期移行助成事業を新たに設ける。（第1条から第3条まで及び第5条関係）

		改正案	現 行
事業名		高齢期移行助成事業	老人医療費助成事業
対象者		65歳の誕生月の初日から70歳到達月の末日を経過していない者	
区分Ⅰ	所得要件	市町村民税非課税世帯に属し，世帯全員に所得金額がなく，かつ，本人の年金収入金額を加えた所得金額が80万円以下の者	
	自己負担割合	2 割	
	自己負担限度額	外 来：8,000円／月 外来以外：15,000円／月	
区分Ⅱ	所得要件等	市町村民税非課税世帯に属し，本人の年金収入金額を加えた所得金額が80万円以下であり， <u>かつ，介護保険制度における要介護2から要介護5までのいずれかの認定を受けている者</u>	市町村民税非課税世帯に属し，本人の年金収入金額を加えた所得金額が80万円以下の者
	自己負担割合	2 割	
	自己負担限度額	外 来：12,000円／月 外来以外：35,400円／月	

- (3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 平成29年7月1日
- (2) 改正後の規定は，施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し，同日前の医療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

- (3) 平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間、改正前の老人医療費助成事業の受給資格に該当する者に対する助成の範囲は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (4) (3)の老人医療費助成事業の対象者が、災害等により一部負担金を支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を助成することができる。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等、こども、<u>高齢期移行者</u>、障害者、高齢障害者及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）<u>及び高確法第7条第1項に規定する医療保険各法</u>（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(2) <u>高齢期移行者</u> 医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者（以下「加入者」という。）で、65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していないものをいう。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(9) 障害者 次のいずれかに該当する加入者をいう。 ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級から3級までの<u>いずれかに</u>該当</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等、こども、<u>老人</u>、障害者、高齢障害者及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(2) <u>老人</u> 医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者（以下「加入者」という。）で、65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していないものをいう。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(9) 障害者 次のいずれかに該当する加入者をいう。 ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級から3級までに該当する者</p>

改正案	現 行
<p>する者</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において，主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）又は中度知的障害者（児）と判定された者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級又は2級に該当し，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(10) 高齢障害者 65歳以上の者で，前号アからウまでの<u>いずれか</u>に該当する高確法第50条に規定する被保険者（以下「高確法の被保険者」という。）をいう。</p> <p>(11)～(17) （省略）</p> <p>(18) 市町村民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては，前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。<u>以下「市町村民税非課税者」という。</u>）をいう。</p>	<p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において，主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）又は中度知的障害者（児）と判定された者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級に該当し，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(10) 高齢障害者 65歳以上の者で，前号アからウまでに該当する高確法第50条に規定する被保険者（以下「高確法の被保険者」という。）をいう。</p> <p>(11)～(17) （省略）</p> <p>(18) 市町村民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び<u>すべて</u>の世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては，前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む<u>ものとする。</u>）をいう。</p>

改正案	現 行
<p>(19) 低所得者 <u>市町村民税非課税者</u>であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び<u>全ての世帯員</u>が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する<u>公的年金等</u>の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市</p>	<p>(19) 低所得者 <u>市町村民税世帯非課税者</u>であり、かつ、<u>その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員</u>が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び<u>すべての世帯員</u>が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する<u>公的年金</u>の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市</p>

改正案	現 行
<p>内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 幼児等及び子ども 幼児等保護者若しくは子ども保護者又は幼児等保護者若しくは子ども保護者が当該幼児等若しくは子どもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくは子どもの民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその幼児等若しくは子どもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(2) <u>高齢期移行者</u> 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p><u>ア 区分Ⅰ 所得を有しない者</u>であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1</p>	<p>内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 幼児等及び子ども 幼児等保護者若しくは子ども保護者又は幼児等保護者若しくは子ども保護者が当該幼児等若しくは子どもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくは子どもの民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその幼児等若しくは子どもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(2) <u>老人</u> 老人が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80</p>

改正案	現 行
<p>項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。<u>以下この号において同じ。</u>)の合計額が80万円以下であること。</p> <p><u>イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</u></p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月まで</p>	<p>万円以下であること。</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の<u>民法第877条第1項に定める扶養義務者</u>で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の<u>民法第877条第1項に定める扶養義務者</u>で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養の</p>

改正案	現 行
<p>の場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者(遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。)(養育者がいない場合は、<u>当該遺児</u>)の前年(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下この号において同じ。)の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であること。</p> <p>イ 母子家庭の母又は父子家庭の父がその監護する児童の生計を維持できないものである場合は、その者の扶養義務者で主として母子家庭の母及びその監護する児童並びに父子家庭の父及びその監護する児童の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であること。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>あつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者(遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下<u>この号</u>において同じ。)(養育者がいない場合は当該遺児)の前年(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下この号において同じ。)の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であること。</p> <p>イ 母子家庭の母又は父子家庭の父がその監護する児童の生計を維持できないものである場合は、その者の<u>民法第877条第1項に定める扶養義務者</u>で主として母子家庭の母及びその監護する児童並びに父子家庭の父及びその監護する児童の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であること。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>2 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>高齢期移行者</u> <u>高齢期移行者</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、<u>第3条第1項第2号アの区分Ⅰに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が15,000円を超えるときは15,000円とし、同号イの区分Ⅱに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</u></p> <p>(3) 障害者 障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>老人</u> <u>老人</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、同一の月における当該一部負担金の額は、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円（<u>所得を有しない者である場合は、8,000円</u>）とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円（<u>所得を有しない者である場合は、15,000円を超えるときは15,000円</u>）とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(3) 障害者 障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する</p>

改正案	現 行
<p>額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（<u>障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円</u>）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（<u>障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円</u>）を限度とする。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 <u>保険医療機関等ごとに1日につき600円（高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円）</u>。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。</p>	<p>額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合は、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合は、1,600円）を限度とする。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 <u>前号アの額</u></p> <p>イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。</p>

改正案	現 行
<p>ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円 <u>(高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で 主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得 者である場合は、1,600円)</u>を限度とする。</p> <p>(5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監 護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父 子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷につ いて、医療保険各法の給付が行われた場合にあつては被保険者等 負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあつて は高確法の一部負担金に相当する額から、それぞれ次の額を一部 負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につ き800円 (<u>母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する 児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は 養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得 者である場合は、400円)</u>)。ただし、同一の月に同一の保険医 療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は 費用額の100分の10に相当する額とし、高確法の給付が行われ た場合は高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(いず れも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあ つては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)とする。 ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円 (<u>母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生 計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者</u></p>	<p>ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円 (低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。</p> <p>(5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監 護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父 子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷につ いて、医療保険各法の給付が行われた場合にあつては被保険者等 負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあつて は高確法の一部負担金に相当する額から、それぞれ次の額を一部 負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につ き800円 (低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月 に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は 費用額の100分の10に相当する額とし、高確法の給付が行われ た場合は高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(いず れも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあ つては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)とする。 ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円 (低所得者である場合は、1,600円)を限度とする</p>

改正案	現 行
<p>(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項第2号から第5号までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成することができる。</p>	<p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項第2号から第5号までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成することができる。</p>